実施方針の策定の見通しの公表について(令和4年度)

令和 4 年 6 月 28 日 大津市企業局

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第1項の規定に基づき、今年度策定を予定している実施方針の見通しに関する事項について、次のとおり公表する。

特定事業の名称	特定事業の期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当部署
真野·新瀬田浄水場	令和6年4月1日から	浄水場施設及び配水池の	本市の水道事業の	令和4年7月中旬(予定)	大津市企業局
更新改良	令和 21 年 3 月 31 日	更新改良及び運転維持管理	用に供する		施設部
及び水道施設	まで (予定)	に関する業務	施設の設置地点		浄水管理センター
運転維持管理事業					浄水施設課
					浄水整備推進室